

いと

ぼぬーる通信

冬号
vol.13

「いとぼぬーる通信」は、「司法書士・行政書士いとボヌール事務所」からお届けする皆様へ、季節ごとのごあいさつの気持ちを込めて発行するニュースレターです☺

contents

☆近況ボヌール

☆「ほう」News



建設業許可申請について～

☆ぶらり糸島半島 vol.13

☆ぼぬーるakikoのお告げ

◆ よろず相談会in海徳寺 ◆

(糸島市志摩岐志375)

第2土曜日13時～15時

※ご門徒の方に関わらず、どなたでも無料でご相談頂けます。

12月11日(土)
2022年

1月8日(土)

2月12日(土)

予約不要



◆ 事務所オープンデー ◆

(いとボヌール事務所)

第4土曜日13時～17時

※電話・ビデオ通話・対面にて、無料でご相談頂けます。

12月25日(土)
2022年

1月22日(土)

2月26日(土)

要予約



近況ボヌール



今年ついにクリスマスローズを育て始めました。

夏ごろには葉っぱだけになるけれど、また冬にはいつの間にか花を咲かせてくれるクリスマスローズが大好きで、かわいいなあ～いつか育てたいなあ～とずっと思っていたのですが、先日行ったお花屋さんで見かけ、ググッと引き寄せられてついに買ってしまいました。

ベランダにいてくれるだけで、お洗濯の時間も幸せな気分になっています。



持田 仁子

母から自宅で採れたレモンがたくさん届きました。

レモンを見ると、冬が来たなあ、これから寒くなるなあと感じます。

今年の我が家のレモンは例年より小ぶりですが、身はぎっしり詰まっています。

さっそく砂糖とはちみつで漬けてみました。

毎日少しずつ食べてビタミン補給をしています。

今年の冬は風邪をひかずに過ごすことが目標です！



平田 明子



先日、姪・甥と一緒に、約30年振りの草滑りに行きました。当初姪が不安そうに「一緒に滑ろう」と私を誘ってくれたので、「この年になって草滑り…大丈夫かな?」と思っていましたが、滑りだしたら感覚は思い出すもの。すっかり楽しんでしまいました。姪は、すぐに「1人で滑る!」と言い、滑っては上り、滑っては上り、すっかり夢中。その日は雨が降ったり止んだりの不安定な天候ながら、小雨なんて何のその。泥の中に滑り込み、泥だらけになっていました。

私も風を切る爽快感を久しぶりに感じ、子供の頃を思い出すなあとしみじみ。童心に返ったような気持ちで、とても楽しい草滑りでした！



池 加菜子



「ほう」 News ～建設業許可申請について～

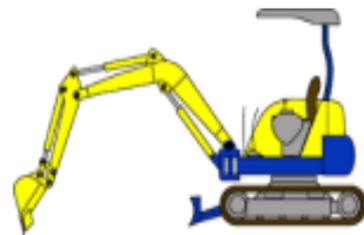


許認可業務の中でもご依頼が多い、建設業許可の申請についてお伝えします。

建設業は、電気工事業や解体工事業を除いて、一定の金額を下回る工事であれば、自由に行うことが可能です。しかし、元請業者さんからの要請や、工事金額の関係で許可を必要とされる業者さんは多くおられます。

建設業許可の申請にあたり、クリアすべき5つの大きなポイントがあります。県知事・一般建設業に限った場合は、以下の通りです。

1. 経営経験—建設業を経営した経験が5年以上あること
2. 技術—国家資格を有するか、または10年以上の実務経験があること
3. 財産的基礎—500万円以上の資金調達能力があること
4. 欠格要件に該当しないこと
5. 社会保険—(適用事業所のみ)社会保険に加入していること



建設業許可申請は、上の基準を満たしている業者であることを、申請の際に書類で証明するようなイメージです。申請の際は、新規の場合9万円、更新や業種追加の場合5万円の福岡県領収証紙が必要となります。標準処理期間は、新規の場合2か月、更新や業種追加の場合1か月です。

なお、これまでは、申請をすると、新規申請か更新申請かを問わず、調査員が営業所を訪問して営業所の確認をしていましたが、令和3年4月1日から更新申請については営業所の訪問調査がなくなりました。代わりに、新規か更新かを問わず、営業所の写真を提出することになっています。

許可取得後は、毎年、事業年度が終了してから4か月以内に、変更届(いわゆる「決算変更届」)の提出が義務付けられます。その他の変更事項が生じた場合も、変更事項に応じた期間内に変更届を提出する義務が生じます。

建設業許可の申請を検討されている個人事業主の方、会社経営者の方、どうぞお気軽にご相談下さい。

(行政書士 池 加菜子)



ぶらり糸島半島 vol.13



出雲大社福岡分院(西区今宿町418-23)

先日、福岡に出雲大社の分院があると知りました。
時間ができたら是非行ってみたいです。
← こちらはハワイ出雲大社のイラストです。
ハワイにも分院があるのか?!と衝撃を受けています。
(平田明子)

ぼぬーるakikoのお告げ



寒い日ほど
なぜか無性に
アイスクリームが食べたくなる



《発行元》



〒819-0373

福岡市西区周船寺2-14-29 エトランゼE302号室
司法書士・行政書士 いとボヌール事務所
TEL (092) 210-1410 [いとボヌール](#)



人も企業もどうぶつも。「ほっ」と「ワクワク」を創ります。